

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
 〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
 白鳥第2ビル302号
 TEL/FAX. 042-552-4451
 Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
 http://www.yokota-kougai.com

第6回口頭弁論

平成26年12月3日午前11時に、東京地方裁判所立川支部101号法廷において、第6回目の裁判が開かれました。衆議院解散が発表され、選挙戦のまっただ中であったことも影響しているのか、

これまでよりも傍聴席に空席が目立つ状況でしたが、それでも多くの原告・支援者の方々に傍聴に来ていただきました。今回の裁判では、主に二つの点を中心に主張を行いました。一つ目は、国が再三主張している「危険への接近論」が裁判上到底認められるものでない、という主張です。一つ目は、騒音の評価において環境庁方式を採用することは許されず、また、昼間の時間帯の騒音評価については学校や仕事に行っているのだからそんなに騒音を感じていないはずであるという国の主張は誤っている、という主張です。

危険への接近論

争点の蒸し返しは許されるものではない

国側の開き直りは許せない

小口明菜 弁護士

一つ目の点については、これまで国はこの裁判だけではな

く、過去の横田の裁判、他の基地騒音の裁判においても再三にわたって主張してきたことです。「危険への接近論」とは、横田基地の騒音問題が社会問題となり始めた昭和40年以降に騒音地域に住むようになった原告は、

騒音の存在を知りながらそれでも構わないと思っ住むようになったのだから、国が損害賠償を払う必要がない、あるいは相当減額すべきだ、という主張です。

一件もなく、今回の裁判での国の主張はまさに争点の蒸し返し以外の何者でもありません。



しかし、このような主張が裁判所で認められた例は今まで

出している張本人が、近づいた方が悪い、自己責任だと言わんばかりの開き直りをするには到底許されるはずはありません。

立川支部101号法廷は98席あります。毎回傍聴席をいっぱいにして、さらに外にあふれるほどにしたいものです。

原告・支援者の方が裁判所に詰めかけることが、被告国側と、裁判所が正しい審理をしなればと思わせることにつながります。

「静かな空を求めて」の願いで
傍聴席をいっぱいに!

第7回裁判

1月28日(水)午前11時~
東京地裁立川支部

第8回裁判

3月18日(水)午前10時半~
東京地裁立川支部

騒音評価基準

民間飛行場は「環境省方式」 軍用飛行場は「防衛庁方式」があたりまえ

国が決めたことを守らないのはおかしい

河津 良亮 弁護士



まず、国の主張する騒音評価基準そのものがおかしい、ということの主張です。航空機による騒音のうるささ指数を評価する基準としては、「値」を用いることは皆さんもご存じだと思いますが、その「値」の算定基準として、大きく分けて「環境庁方式」と「防衛庁方式」という二つの方式があります。前者は、民間航空機のように、毎

日何時にどの種類の飛行機が離着陸するのかが決まっているような飛行場に適用した基準であり、後者は、横田基地のように、いつどのような飛行機が離着陸するのか全くランダムな軍用飛行場に適用した基準です。そうすると、横田基地周辺の騒音評価基準としては、当然「防衛庁方式」を採用するべきことは明白なのですが、国は今回の裁判において、「環境庁方式」を採用するべきという驚くべき主張をしています。そもそも、「防衛庁方式」自体、国自身が軍用飛行場周辺の騒

音評価を行う為に採用した基準であるわけですから、このよ

うな国の主張が通らないことは明らかです。また、国は、昼間の時間帯の騒音評価においては、住民は仕事や学校に行っているのだから、騒音を感じていないはず、騒音評価においてそ

れを考慮するべきだ、といった主張も行ってはいますが、先ほどお話しした「防衛庁方式」を基準に騒音を評価するにおいては、すでにその算定式は対象となる地域には学校に通ったり会社に通勤したりするな

どいろいろな属性を、持った人が存在することを前提としていきます。にもかかわらず、国が主張する点を理由に昼間の騒音を評価することは、二重にそのような事情を評価することになるのですから、国の主張は矛盾していることは明らかです。

私たちの「生の声」 早く裁判所へ届け！

【今後の進行について】

皆さんが気にされているのは、今後どれくらい裁判が続くことになるのか、という点だと思います。現段階では、まだそれぞれの主張が尽くされていないという段階ですが、私たちは、出来るだけ裁判の手續を早く進め、原告の皆さんの生の声を裁判所へ届けようとしています。

もう一つは、現場を裁判官に見てもらおうことです。これを見てもいいですが、これを「証」と言いますが、現場に実際に裁判官に来てもらい、皆さんが普段どれくらいの騒音にさらされているのか、どうい

う飛行機が飛来しているのか、ということを裁判官に体感してもらおうことを予定しています。この検証についてどのように進めていくかについては、本来の裁判の手續とは別に、進

私たちが日々さらされている 飛行機騒音を裁判官が体感

と明言し、国に対して釘を刺した格好です。

具体的な検証の実施時期としては来年3月頃という要望を出していますが、現在進行協議の中で調整している最中ですので、決まり次第皆さんにもお知らせいたします。

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 事務局局長会議 沖縄県知事選最中の 那覇で開催

原告団を代表し
中島副団長と
奥村幹事の二名
が出席しました

11月4、5日沖縄市の嘉手納爆音訴訟原告団事務所において、全国基地爆音訴訟原告団事務局局長会議が開かれました。各訴訟団の裁判の進行状況や訴訟対応・問題点などについて意見交換した。

岩国爆音訴訟では現場検証がおこなわれ今回の口頭弁論では厚木原告団から一名が証言する。新横田からはオスプレイ実態等について報告がされた。嘉手納からは政府の要望事項等の交渉は時間制限が厳しくないの伝達が多分ではないので、もっと時間の持てる窓口を探したい!との提案がありました。

基本に検討し、意見を集約することとしました。また、全国連絡会議ののぼり旗を作ることや全国基地爆音ニュースを年4回発行することなどを決めました。



議論の中心となったのは、来年初めに予定している政府交渉に向けての要請内容と方法についてでした。最終的には各訴訟団の裁判要求をみに参加し、もう一班は県知事選挙の応援で「うまんちゅの会」事務所の支援者とともにチラシ配りをしました。チラシ配りでは近隣の人から頑張っ!とか私も応援しているの!とか なかには菓子やみかんなどの差し入れをしてくれる人などもいて大変友好的な雰囲気でした。

の盛り上がりを感じました。夕刻に二班は合流し那覇市の選挙対策本部事務所を訪問し必勝!の檄を渡した後、記念写真を撮影し散りました。



11月4日：全国基地連事務局局長会議に集まった全国の原告団の仲間（嘉手納基地訴訟原告団事務所）

議論の中心となったのは、来年初めに予定している政府交渉に向けての要請内容と方法についてでした。最終的には各訴訟団の裁判要求を

オスプレイ また横田基地に！ 突然の飛来 10/24 2時間前の通告

必ず阻止しよう！ オスプレイ常駐化

10月24日（金）突然3機のオスプレイが横田基地に飛来しました。周辺自治体への連絡は飛来の2時間前で機数は不明のままでした。飛来した3機のうち1機は神奈川県横須賀海軍基地へ、1機は同県厚木基地の周辺を周回飛行。残る1機は茨城県の自衛隊百里基地で行われた『観閲式』での展示飛行でした。なお、11月3日（月）に行われた入間基地のイベントでは展示されなかったようです。

周辺住民からは「2時間前では事実上の無通告と同じだ」「24日に突然来て最後の1機が飛び去ったのが11月1日だ。常駐がはじまっている」との声が上がっています。

原告団活動日誌

- 10/28 原告団ニュース第15号編集会議
- 10/29 オスプレイ飛来・配備反対運動の今後について、6団体の話しあい
- 10/30 原告団ニュース第14号発行・発送作業
- 10/31 公害被害者総行動、プレ1日合宿に出席
- 11/4 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議、事務局局長会議に出席
- 11/5 全国基地連、辺野古と沖縄県知事選挙支援に参加
- 11/6 70W原告騒音測定実施に向けて、打合せと学習会開催
- 11/10 定例事務局会議
- 11/11 弁護団会議に出席
- 11/11 検証ビデを編集会議
- 11/11 八王子・日野支部 第1回爆音カフェ
- 11/20 八王子・日野支部事務局会議
- 11/21 第21回原告団会議
- 11/22 八王子・日野支部世話人会
- 11/25 オスプレイ飛来・配備反対運動の今後について、6団体の話しあい
- 11/26 昭島支部会議
- 11/30～12/1 公害被害者総行動合宿に出席
- 12/2 固定騒音計定期点検（瑞穂、八王子）
- 12/3 第6回口頭弁論
- 12/8 定例事務局会議
- 12/9 八王子・日野支部 第2回爆音カフェ
- 12/11 弁護団会議に出席
- 12/11 第3回進行協議
- 12/16 八王子・日野支部 八王子市へ要請

地元の顔色見ながら飛来

9日間の長逗留は 常駐化への布石か

これまでもオスプレイは8月・9月と繰り返し横田基地に飛来しています。きっかけは昨年7月の米太平洋空軍高官の「オスプレイの横田基地配備が計画されている」という内容の発言です。こうした言動に対して多くの自治体やその議会から配備反対の声が上がりました。こうした動きに米軍は周辺住民や自治体の顔色を伺うようにして、アレコレの口実を設けてはチョロチョロと飛来を繰り返してきたのです。

8月と9月は一応前日まで

に飛来の通告が行われましたが、今回は前述のように2時間前となりました。しかも2機は27日に離陸していますが、残った1機が離陸したのは11月1日で、9日間も横田基地に居続けています。

こうした事態に「今回は3機だったがこれが増えない保証はない。いつまでも『騒音被害の街』はゴメンだ！」「慣れとあきらめは思いつぽ。粘り強い取り組みを続けよう」との声が広がっています。

清水 幸一